

違法伐採対策に関する
全国木材組合連合会の行動規範

社団法人全国木材組合連合会
制定 平成18年3月24日

社団法人全国木材組合連合会（全木連）は平成14年（2002年）11月森林の違法伐採に関する声明を発し、「現在世界的に問題になっている違法伐採は、森林環境に重大なダメージを与えるばかりでなく、持続的森林経営を損なう恐れがある。また、木材需要の大半を輸入木材に依存している我が国において、木材及び木材産業に否定的な印象を与えることになり、その結果、木材利用の障害となる恐れがある。」として、これに対する関係各国の努力を求めるとともに、木材業界として違法伐採され不法に輸入された木材を取り扱わないように求めてきた。

このような中で、平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、全木連は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

- 1 全木連は、全世界の森林に対する森林生態系の維持に支障となる行為や持続的森林経営を阻害する行為等、森林の健全性を損なう恐れのある全ての不法行為に対し、強く反対する。

（生産国及び各政府の取組への要請）

- 2 全木連は、木材生産国が取組んでいる各種の違法伐採対策を支持し、その継続と実効性の確保に期待する。また、木材消費国がこれに積極的に協力することを求める。さらに、全木連は、持続的森林経営の実現に向け、違法伐採対策をはじめとする森林の健全性を確保するための国際機関及び各国の努力に敬意を表する。

（日本政府の取組への支持）

- 3 全木連は、日本国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

4 全木連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

5 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、全木連の会員事業者*の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(他の団体との連携)

6 全木連は、違法伐採対策の実施に当たって、木材表示推進協議会、その他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(情報の公開)

7 全木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

*

全木連の会員事業者とは、都道府県木(協)連及び業種別団体の会員をいう。